



## 資料編

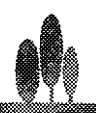
### 計画策定の経緯

#### [策定委員会]

	開催日	主な内容
第1回策定委員会	平成10年9月29日(火)	委員長選出および委員紹介 葛飾区の概況 緑とオープンスペース基本計画について
第2回策定委員会	平成10年11月27日(火)	緑とオープンスペースの現況評価と住民意識 緑とオープンスペースの課題と目標
第3回策定委員会	平成10年12月16日(水)	緑とオープンスペースの目標 緑とオープンスペースの配置
第4回策定委員会	平成11年1月27日(水)	緑とオープンスペースの目標 緑化推進方針 緑とオープンスペースに関する施策の体系
第5回策定委員会	平成11年3月3日(水)	各方針のまとめと地域の緑づくり 計画(素案)の内容および構成

#### [幹事会]

	開催日	主な内容
第1回幹事会	平成10年10月30日(金)	緑とオープンスペースの現況と課題 緑とオープンスペースに関するアンケート結果 緑とオープンスペースの目標
第2回幹事会	平成11年1月22日(金)	緑とオープンスペースの目標と配置方針 緑化推進作の体系



葛飾区緑とオープンスペース基本計画策定委員会

	氏名	所属
委員長	石川 幹子	工学院大学教授
委員	養父 志乃夫	和歌山大学助教授
	大矢 雅彦	早稲田大学名誉教授
	椎名 豊勝	東京都都市計画局地域計画部公園緑地計画課長
	白坂 雅樹	区民代表
	明田川 香住	区民代表
	山崎 喜久雄	葛飾区企画部長
	青木 克徳	〃 地域振興部長
	早川 勝之	〃 都市計画部長
	田中 和男	〃 建設部長
オブザーバー	井上 洋二郎	〃 水と緑の部長
	上島 晃嗣	建設省都市局都市緑地对策室建設専門官
	古澤 達也	〃 都市計画課課長補佐

葛飾区緑とオープンスペース基本計画策定委員会幹事会

	氏名	所属
幹事	井上 洋二郎	葛飾区水と緑の部長
	内山 利之	〃 企画部企画課長
	野澤 康一	〃 地域振興部産業政策課長
	伊藤 行	〃 〃 防災課長
	菱沼 実	〃 都市計画部都市計画課長
	秋田 貞夫	〃 建設部計画調整課長
	丹 保	〃 水と緑の部環境計画課長
	小幡 晃	〃 〃 水辺と公園の課長

	氏名	所属
事務局	小幡 晃	葛飾区水と緑の部水辺と公園の課長
	板倉 幸雄	〃 〃 計画係長
	鈴木 幸夫	〃 〃
コンサルタント	ランドブレイン株式会社	

葛飾区緑とオープンスペース基本計画策定委員会設置要綱

平成10年9月16日

10葛水水第237号

区長決裁

(設置)

第1条 葛飾区緑とオープンスペース基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、葛飾区緑とオープンスペース基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。  
(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 緑地の配置の方針に関する事項
- (2) 緑地の保全及び緑化の目標に関する事項
- (3) その他計画の策定に必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の指示により第2条の所掌事項の調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事長は、水と緑の部長職にある者をもって充てる。
- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、水と緑の部水辺と公園課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱を定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年9月16日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成11年3月31日限り、その効力を失う。



別表第1（第3条関係）

葛飾区緑とオープンスペース基本計画策定委員会

委員	学識経験者 3人
	一般区民 2人
	東京都都市計画局地域計画部公園緑地計画課長
	葛飾区企画部長
	〃 地域振興部長
	〃 都市計画部長
	〃 建設部長
	〃 水と緑の部長
オブザーバー	建設省都市局都市緑地対策室建設専門官
	〃 〃 都市計画課課長補佐

別表第2（第5条関係）

葛飾区緑とオープンスペース基本計画策定委員会幹事会

幹事	葛飾区水と緑の部長
	〃 企画部企画課長
	〃 地域振興部産業政策課長
	〃 〃 防災課長
	〃 都市計画部都市計画課長
	〃 建設部計画調整課長
	〃 水と緑の部環境計画課長
	〃 水と緑の部水辺と公園の課長



## 用語解説

### あ行

#### ■延焼遮断帯

火災の延焼を防止する帯状の都市施設。道路、河川、公園、緑道などを骨格とし活用し、または、これらを整備し、必要な場合にはこれらの施設とその沿道建築物の不燃化を組み合わせることで、延焼遮断帯として活用する。

#### ■運動公園

原則として都市全域の住民の主として運動の用に供することを目的とする公園。面積規模は原則として10ha以上のもの。

#### ■オープンスペース

区民の憩いの場として、また災害時には避難場所等として機能する公園や緑地等の空地。(これらの機能を持つ農地や民間大規模施設の区民開放空間等を含む。

### か行

#### ■ガーデニング

イギリス式園芸・庭園のこと。都会での暮らしを楽しみ、潤いのあるものにする演出の小道具として、このガーデニングがブームとなり、その関連市場も育っている。

#### ■街区公園

住区基幹公園のうち、専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積規模は0.05ha以上1ha未満で、0.25haが標準規模とされている。

#### ■各種制度に基づく緑地

生産緑地地区や保存樹林等のように、法律や条例等に基づき、地域あるいは地区を指定して、保全を図る緑地及び都市計画墓園等の公共空地。

#### ■確保すべき緑地

オープンスペースのうち、法律や条例等により、緑地としての永続性が将来とも担保されているもの、将来的に担保する必要性のあるもの及び社会通念上の緑地として将来とも永続性を有するものなど。

#### ■風の道

都市気象の緩和を目的として設けられる自然の風を活用するための風の通り道。風の道づくりに対応した建築物の用途指定や丘陵地における建築規制、都市内の公園規模の確保、森林における風の抜け穴づくり高

木の密植による新鮮で冷たい空気のダムづくり等の手法により、都市部の風を適当な温度と強さに保とうとするもの。

#### ■河川区域

一級河川、二級河川または準用河川の指定がされた河川の区間で①河川の流水が継続して存する土地及び反復して流水に覆われるため水生植物が繁茂するなど、河状を呈する土地、②河川管理施設の敷地、③堤外の土地(堤防からみて水の流れている側)で①と一体的に管理する必要があると指定された区域、のうちのいずれかにあてはまる区域。

#### ■環境教育

地球温暖化、オゾン層の破壊など深刻化する環境問題を、グローバルな視点から人類全体の問題として捉え、人間の営みが環境とどのような関わりということについて、身近な生活環境の中から示していく教育。

#### ■緩傾斜堤防

河川の堤防の形態のひとつ。河川の流水側の堤防の側面を緩やかな傾斜にし、大地震に対する安全性の向上や水害の防止を図るとともに、住民が身近なところで水に親しめるよう水辺環境の再生を図るようにしたもの。

#### ■近隣公園

住区基幹公園のうち、主として近隣住区(通場、小学校区を中心とする人口8,000~10,000人程度の区域を単位に設定される)に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積規模は原則として1ha以上で、標準面積は2haとされている。

#### ■区民農園

自然とのふれあいを求める区民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として、そさい類の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

#### ■高規格堤防

河川の背後地が人口、資産が集積した低地帯等である場合に、計画の規模を上回る洪水(超過洪水)による破堤を防ぐため、堤防の堤内地側(一般に民有地)を堤体と一体的に盛土したもの。スーパー堤防。



## さ行

### ■市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成しているもしくは、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

### ■市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

### ■市民緑地

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの進出に基づき、地方公共団体又は都市緑地保全法第3条に基づく緑地管理機構が当該土地の所有者と契約（市民緑地契約）を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

### ■社会通念上安定した緑地

社寺境内地、大学、病院、研究機関等の緑地で将来的にも永続性を有する緑地。

### ■住区基幹公園

都市の地形、性格等の特異性にもかかわらず計画的に配置される、住民の日常生活に定着した最も基本的な公園である基幹公園の中で、住民の生活行動圏域によって配置されるもの。街区公園、近隣公園、地区公園に分類される。

### ■樹木被覆率

空中からみて樹木に覆われた面積が区域面積に対して占める割合。

### ■スーパー堤防

一高規格堤防

### ■生産緑地地区

農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草牧草地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを区市町村が指定した地区。具体的には、500㎡以上の農地等であり、基本的に指定後30年間は保全が担保される。

### ■生態系

1 地域の生物と環境を機能的なまとまりとして捉えた呼称。各生物間の食物連鎖、物

質の循環、共生、エネルギーの流れなどを一体的に含む。

### ■総合公園

原則として一の区市町の住民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。面積規模は、原則として10ha以上のものとされている。

### ■草地率

本来、空中からみて草に覆われた部分である草地の面積が区域面積に対して占める割合。本計画においては、調査に使用した航空写真が冬期のものであったため、草（農作物）に覆われていなかった農地も対象に含めている。

## た行

### ■第二種風致地区

→風致地区

### ■地区公園

住区基幹公園のうち、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積規模は、原則として3ha以上で、標準面積は4haとされている。

### ■特殊緑化

人工地盤、屋上、壁面、室内等の人為的な助けがなくては植物の健全な生育が望めない空間を対象とした緑化。

### ■都市計画区域

都市計画法及びその他の関連法規の適用を受けるべき土地の区域。都市計画区域の指定は、都道府県知事が行う。

### ■都市公園

都市公園法第2条に規定する、(1)都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、(2)地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、(3)国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、(4)国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るための閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

### ■都市施設とする緑地

公園、緑地、広場等として都市計画決定されているもの、都市公園、その他条例等に



よる公園緑地など、公の施設とする緑地。

## は行

### ■ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope と合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

### ■ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人口熱の放出、大気汚染が原因となり都市部が郊外に比べて気温の上昇が見られ、等温線が都市部において島状になる現象。

### ■風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種であり、都市の風致を維持するために、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等を対象に指定される地区。建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為が規制される。第二種風致地区とは、東京都風致地区条例(昭和 45 年 4 月 1 日)に基づく風致地区の一種。

### ■保存樹木・保存樹林

「東京都葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づき、保全される樹木及び樹林地。対象となるものは、樹木は 1.5 m 以上の高さで幹の直径が 35cm 以上、樹林地は樹林地は 500 m<sup>2</sup>以上の規模のもの。保存樹木・樹林に指定されると、所有者は補助金の交付を受けることができる。

### ■ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味である。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするものである。

## ま行

### ■緑

住宅や公園等の樹木、花、草あるいは農地の作物等の植物。

### ■緑のマスタープラン

都市における総合的な公園緑地行政を推進するため、昭和 52 年の都市局長通達等に基づき、都道府県知事が都市計画区域毎に定める、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための計画。緑の基本計画制度の創設に伴い、都道府県が広域的な観点から策定する広域緑地計画に関する部分を除き、発展的に緑の基本計画に移行。

## や行

### ■誘致圏

公共施設などの利用者がその公共施設などを利用するときに抵抗のない距離を誘致距離(誘致半径)といい、基準となる公共施設などから誘致距離内にある圏域を誘致圏という。

## ら行

### ■緑化基金

民有地の緑化の促進を図るため、地域住民を中心に募金等を募り、その運用益により地域住民の都市緑化活動の助成などを行うための基金。

### ■緑地協定

都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。平成 6 年の法改正に伴って、緑化協定からの名称の変更、協定の内容の拡充が行われている。

### ■緑被地

→緑被率

### ■緑被率

空中からみて樹木や草等の緑に覆われた緑被地の面積が区域面積に対して占める割合。樹木被覆率と草地率の合計値。



# 葛飾区緑とオープンスペース基本計画

平成 11 年 6 月

編集・発行：葛飾区水と緑の部水辺と公園の課

〒124-8555

葛飾区立石 5-13-1

電話 03-3695-1111

